



秋田県公報

目 次

秋田県県税条例の一部を改正する条例(四〇・税務課)……………	2
--------------------------------	---

この号で公布された
条例のあらまし

1 秋田県県税条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四〇号)

1 県たばこ税

(一) 県たばこ税の税率を、平成一五年七月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、一、〇〇〇本につき九六九円(現行八六八円)に引き上げることとした。(第八三条、附則第一八条の三第一項関係)

(二) (一)にかかわらず、旧三級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率を、平成一五年七月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、一、〇〇〇本につき四六一円(現行四一三元)に引き上げることとした。(附則第一八条の三第二項関係)

2 その他

(二)(一) この条例は、平成一五年七月一日から施行することとした。
この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

条 例

秋田県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年五月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十号

秋田県県税条例の一部を改正する条例

秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第八十三条中「六百九十二円」を「七百九十三円」に改める。

附則第十八条の三第一項中「平成十一年五月一日」を「平成十五年七月一日」に、「八百六十八円」を「九百六十九円」に改め、同条第二項中「平成十一年五月一日」を「平成十五年七月一日」に、「四百十三円」を「四百六十一円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十五年七月一日(以下「施行日」という。)前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

3 施行日前に秋田県県税条例第八十条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを施行日に販売のため所持する卸売販売業者等(この条例による改正後の秋田県県税条例(以下「新条例」という。)第八十条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)附則第三百三十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを施行日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを施行日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所の所在地、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地を課税地として、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

- 一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 千本につき百一円
- 二 新条例附則第十八条の三第二項に規定する紙巻たばこ 千本につき四十八円
- 4 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を施行日から起算して一月以内に、課税地を所管する地域振興局長に提出しなければならない。
 - 一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
 - 二 前号の本数により算出した前項の規定による県たばこ税額
 - 三 その他参考となるべき事項
- 5 附則第三項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第九号)附則第十四条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等の一部を改正する法律附則第三百三十一条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出した場合において、その提出を受けた市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理したときは、当該申告書は、同項に規定する地域振興局長に提出されたものとみなす。
- 6 附則第四項の規定による申告書を提出した者は、平成十六年一月五日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。
- 7 附則第三項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第八十二条第二項中「前項」とあるのは、「秋田県税条例の一部を改正する条例(平成十五年秋田県条例第四十号)附則第三項」と読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分(新条例第八十三条の三から第八十三条の五までの規定を除く。)を適用する。
- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第三項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第八十三条の四の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第八十三条の三の規定により地域振興局長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (062) 8766 F A X (063) 〇〇五
 E-mail: matsubarara@matsubarainsatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄